

諮問実施機関：滋賀県知事（医療福祉推進課）

諮問日：平成28年7月4日（諮問第36号）

答申日：平成29年2月23日（答申第23号）

事件名：審査請求人が〇〇に提出した〇〇の写しに係る利用不停止決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人が〇〇に提出した〇〇の写しを利用不停止とした決定は、理由付記に不備があり、取り消すべきである。

また、実施機関は、審査請求人の平成28年3月24日付けの利用停止請求に対して、速やかに、改めて利用停止の可否を決定すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 利用停止請求

審査請求人は、平成28年3月24日付けで、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成27年〇月〇日付け〇〇長の弁明書に添付する乙第一号証で、請求人が、平成27年〇月〇日に申請の〇〇（〇〇）の写し。」に係る保有個人情報について利用停止請求を行った。

2 実施機関の決定等

実施機関は、利用不停止のあった箇所は、法令または条例に基づいて取得したものであり、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人から取得する場合であって、事務の執行上やむを得ないと認められるものとして、適法に取得したものであることから、条例第6条第1項第2号および同項第6号に該当するとして、利用不停止決定（以下「本件決定」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年5月16日付けで本件決定にかかる処分を不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成28年7月4日付け滋健福政第959号で、条例第43条第1項の規定に基づき、当審議会に諮問した。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨（審査請求人の主張要旨）

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、本件個人情報を違法に外部提供した〇〇長に返還するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書および審査請求人が提出した文書によると、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 処分庁は、本件処分における利用停止しないこととした理由について、単に根拠規程を示すだけで、いかなる根拠に基づきいかなる法規を適用して本件処分を行ったかの理由が示されていないため、理由提示義務違反に該当し、本件処分は無効となる。
- (2) 条例第6条第1項第2号にいう「法令または条例（以下「法令等」という。）に基づいて取得するとき。」とは、条例により適法に外部提供された個人情報を取得する場合であって、旧行政不服審査法第33条第1項の規定は、個人情報の提供を求めることができる旨の規定ではないため、法令に基づく場合には該当せず、本件個人情報を外部提供することは違法となることから、違法に外部提供された個人情報を収集することも違法となる。
- (3) 条例第6条本文ただし書は、「次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。」と規定されており、複数の号に該当することは想定していない。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書および口頭説明による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

- 1 実施機関は、保有個人情報利用不停止決定通知書において、利用停止請求のあった箇所を特定した上で、条例第6条第1項第2号に規定される、法令または条例に基づいて取得したものであり、条例第6条第1項第6号に規定される、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人から取得する場合であって、事務の執行上やむを得ないと認められるものとして記載しており、利用停止をしないこととした理由を提示している。

また、理由停止請求のあった保有個人情報は、審査請求人が介護保険審査会に審査請求している事件に係る弁明書の添付書類に記載されているものであって、審査請求人自

身も〇〇が行政不服審査法に基づき介護保険審査会に提出しているものであることを認識していることから、「利用停止をしないこととした理由」に記載した「法令または条例に基づいて取得したもの」等の記述をもって、利用停止の理由を十分に了知し得るものである。さらに、介護保険審査会としては、〇〇から介護保険料の賦課決定処分の根拠となった期日を確認できる証拠書類を取得する以外に方法がないことは明らかである。

- 2 介護保険審査請求事件において、介護保険料の賦課決定処分を行った〇〇から提出を受けた弁明書のうち、介護保険料賦課決定において、資格取得日を判断した根拠となる証拠書類を所有することは、改正前の行政不服審査法第33条第1項に基づき提出された証拠書類を取得することであり、介護保険審査請求事件の審理を進める上で必要不可欠なものであることから、条例第6条第1項第2号に該当し、適法である。
- 3 介護保険審査会の事務局が、介護保険料の賦課決定処分を行った〇〇から行政不服審査法に基づき提出された弁明書の証拠書類を取得することは、情報の客観性および正確性が必要とされる介護保険審査会の審理において、当該審査請求事件では、他の地方公共団体から個人情報を取得することが不可欠な場合に該当することから、他に適当な代替的手段がないことが社会通念上合理的に認められることは明らかであり、審査請求人の主張する「本条例第6条第6号に該当する理由が無い」との主張は認められない。

第5 審議会の判断

1 審議会の判断理由

当審議会において、本件処分における利用不停止決定通知書を見分したところ、理由付記の要件を満たしているかにつき、審査請求人が主張するとおり疑問があったことから、以下のとおり検討した。

- (1) 条例第39条によれば、実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、その旨および理由を書面により通知することとされている。決定を行う際に理由を付記すべきとしている趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を利用停止請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えるものである。

そこで、要求される理由付記の程度であるが、「東京都公文書の開示等に関する条例」に関する平成4年12月10日の最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）によれば、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例（東京都公文書の開示等に関する条例）9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定

を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」とされている。また、同判決によると、理由の付記に不備がある場合には、後日、処分庁によって理由が示されても、それによって理由の付記の不備という瑕疵が治癒されるものではないとされている。

当審議会においても、この判旨は是認すべきであると考えており、条例の解釈運用においても適用されるべきものと考えている。

- (2) 本件処分は、利用不停止の決定を行ったものであるが、本件利用不停止決定に係る決定通知書中、「利用停止をしないこととした理由」欄は、「利用停止請求のあった箇所は、法令または条例に基づいて取得したもの（条例第6条第1項第2号）であり、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人から取得する場合であって、事務の執行上やむを得ないと認められるもの（条例第6条第1項第6号）として、適法に取得したものであるため。」と記載するに過ぎないものである。

上記利用不停止理由の前半は、条例第6条第1項第2号を引用したものである。しかし、条文の引用のみによっては、実施機関が〇〇から〇〇の写しを取得する根拠となった法令または条例の条文も特定されておらず、なぜその条文に本件事案が該当するのかについての説明もなされていない。

さらに、上記利用不停止理由の後半は、条例第6条第1項第6号の条文を引用したものであるが、このような条文の引用のみによっては、実施機関がどのような事務を執行する上で、審査請求人に係る〇〇の写しを取得することがやむを得ないといえるのかについて明らかになるとはいえない。仮に、実施機関が、介護保険審査会に係属している審査請求において、住民票の異動日が争点となっており、当該異動日を明らかにするために、審査請求人に係る〇〇の写しを取得することがやむを得ないと考えるのであれば、そのことに係る具体的な事情を記載する必要があったものというべきである。

- 2 以上によれば、当該利用不停止の理由として、条例第6条第1項第2号および同項第6号の規定を引用したのみでは、審査請求人が、いかなる根拠により条例第6条第1項第2号および同項第6号に該当するとして利用不停止決定がされたことを了知することは困難であると言わざるを得ない。したがって、本件処分には理由の付記の不備の違法があり、その取消しを免れ得ない。

第6 結論

以上により「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

第7 審議会の処理経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議した。

年 月 日	審 議 の 内 容
平成28年7月4日	・実施機関から諮問を受けた。
平成28年7月21日	・審査請求人から「反論書」の提出を受けた。
平成28年8月24日 (第108回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成28年10月21日 (第109回審議会)	・実施機関から保有個人情報利用不停止決定について口頭説明を受けた。 ・諮問案件の審議を行った。
平成28年11月28日 (第110回審議会)	・実施機関から保有個人情報利用不停止決定について口頭説明を受けた。 ・諮問案件の審議を行った
平成29年1月16日 (第111回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成29年1月27日 (第112回審議会)	・答申案の審議を行った。